附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（測量法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（以下この条及び次条において「改正法」という。）第三条の規定による改正後の測量法（以下この条及び次条において「新法」という。）第二十八条の規定は、施行日以後にされる新法第二十八条第一項（新法第四十二条第二項及び第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の請求に係る手続について適用し、施行日前にされた改正法第三条の規定による改正前の測量法（以下この条において「旧法」という。）第二十八条第一項（旧法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第四十二条第二項の申請に係る手続については、なお従前の例による。

第三条　改正法附則第四条の規定により新法第五十条第三号又は第四号の登録を受けたものとみなされる養成施設において施行日前に開始された養成業務に係る新法第五十一条の八の規定の適用については、当該養成業務が終了するまでの間は、なお従前の例による。

（測量法施行令及び測量法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行の際現に測量法施行令の一部を改正する政令による改正前の測量法施行令（次条及び附則第六条において「旧施行令」という。）第十二条第一項の規定によりされている測量士又は測量士補の登録は、この省令による改正後の測量法施行規則（以下「新施行規則」という。）第八条の三第一項の規定によりされた測量士又は測量士補の登録とみなす。

第五条　この省令の施行の際現に旧施行令第十三条又は第十六条の規定によりされている届出は、それぞれ新施行規則第八条の四又は第九条の規定によりされた届出とみなす。

第六条　令和七年に行われる各試験においては、施行日前に旧施行令第二十二条の規定により提出された各試験のこの省令による改正前の測量法施行規則（以下この条及び次条において「旧施行規則」という。）別表第十による受験願書及び旧施行規則別表第十の二による写真の様式は、新施行規則第十条第一項の規定により提出された当該各試験の新施行規則別表第十による受験願書及び新施行規則別表第十の二による写真の様式とみなす。

（測量法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条　この省令の施行の際現に提出されている旧施行規則別表第八による経歴の記載が真実であることを誓約する書面は、新施行規則別表第八による経歴の記載が真実であることを誓約する書面とみなす。